

皆さんの住まいを快適に
各種助成の活用を

●申し込みなど詳しくは
市役所建設課建築係(☎・内線2523、2525)



市は、安心して快適に暮らすことができる住環境を整備するため、各種助成を行います。

木造住宅の新築・増改築工事
工事前申請してください。

■対象住宅 ①居住目的で市内に新築する一戸建ての木造住宅 ②市内に所有し住んでいて、増改築する一戸建ての木造住宅
※共同住宅や別荘など一時的に使う住宅、賃貸や販売の営利目的の住宅は対象外

■対象工事
①新築または建築確認申請が必要な増改築で、工事経費が100万円

■ 木造住宅新築・増改築助成額

| 対象工事 | 対象経費 | 助成額 |
|-------|--------------------|------|
| 市内の業者 | 2,000万円以上 | 50万円 |
| | 1,000万円以上2,000万円未満 | 40万円 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 30万円 |
| | 100万円以上500万円未満 | 20万円 |
| 市外の業者 | 2,000万円以上 | 25万円 |
| | 1,000万円以上2,000万円未満 | 20万円 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 15万円 |
| | 100万円以上500万円未満 | 10万円 |

円以上(造成、外構工事は除く)

②集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分 ③25年3月20日までに完了する ④他の補助金を受けていない(住宅エコポイントを申請する部分は対象外)

■対象者 ①市内に住所がある人 または、工事完了時に市内に住所がない人 ②過去に同助成を受けていない人 ③市税などを滞納していない人

■助成額 左表のとおり
※市産材を5立方メートル以上使った場合は、1立方メートル当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

住宅のリフォーム工事

■対象住宅 ①建築後5年以上経過している住宅 ②過去に同助成を受けていない住宅 ③自らまたは同一生計の親族が床面積の2分の1以上を持ち、住んでいる住宅

■対象工事 ①工事経費が50万円以上(10平方メートル以下の増築を含む) ②住宅である(ただし、集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分) ③市内の業者が工事を行う ④25年3月20日までに完了する ⑤他の補助金を受けていない

■対象者 ①市内に住所がある人 または、工事完了時に市内に住所がある人 ②対象住宅に住んでいる人 ③対象住宅を所有している人 ④過去に同助成を受けていない人 ⑤市税などを滞納していない人

■助成額 工事費用の5分の1以内(上限20万円)を八幡平市共通商品券で交付

耐震診断・改修工事

【耐震診断】 ※無料
■対象住宅 昭和56年5月以前に着工した木造住宅
■募集戸数 10戸
【耐震改修】
■対象工事 耐震診断の結果、判定値が「1・0未満」と診断された木造住宅の改修
■対象者 市税などを滞納していない人

被災住宅の復旧・補修資金

■助成額 改修費用の2分の1以内(上限60万円)
■募集戸数 2戸

■被災住宅の復旧・補修資金
昨年3月11日以降に実施したものが対象。申し込みができる人は、自らが住む市内の住宅が被災し、防災証明書を受けた人になります。

①災害復興住宅利子補給 新築や補修(増改築、改修を含む)のため、民間金融機関などからの借り入れに対する5年間の利子を補給

■補助額 ▼新築 ②%以内(融資上限1460万円) ▼補修 ①%以内(融資上限640万円) ▼既往住宅債務 ⑤年分一括補助

②被災住宅の補修補助
■対象 被災者生活支援制度や災害救助法の応急修理制度が適用にならない一部損壊または半壊と判定された部分の補修工事

■補助額 10万円以上の工事費用の2分の1以内(上限30万円)

③被災住宅の改修補助 耐震改修やバリアフリー改修、県産材を使った工事などを補助

■補助額 工事費用の2分の1以内(耐震・バリアフリーは上限60万円、県産材使用は20万円)

④被災宅地の復旧補助 のり面の保護や地盤の補強・整地などの工事を補助

■補助額 20万円以上の工事費用の2分の1以内(上限200万円)

安心して医療を受けるため
国保税を引き上げます

●国民健康保険制度について詳しくは
市役所市民課国保年金係(☎・内線1134)

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが国民健康保険税(以下「国保税」)を負担し、病気やけがで病院にかかったときなどに保険給付を行う制度で、市が独自で運営しています。財源は、国や県からの負担金などや、皆さんが納める国保税で賄われていますが、保険給付額に応じた収入を確保しなければなりません。

**保険給付額増加・税収減少
基金崩すも赤字を賄いきれず**

市の国保加入者数は年々減少し、1月末現在では八幡平市の人口の約3分の1に当たる8964人です。加入者の減少に伴い、国保税の収入も23年度では、約6億2000万円まで減る見込みとなっています(表1参照)。

一方で、加入者の高齢化や生活習慣病患者の増加、医療技術の高度化などにより、保険給付額は増加傾向にあります。23年度は、24億1600万円(前年度比1億2000万円増)の見込みです。このため、市の国保財政は、単年度収支では20年度から赤字となっています。

市は基金を取り崩し、不足した財源を賄ってきましたが、膨らむ赤字によって23年度は、基金を全額取り崩しても財源の不足を賄いきれなくなり、一般会計から約2億円の繰り入れを行いました。

●表1 国保加入者数と保険給付額、国保税収入

| | 21年度 | 22年度 | 23年度(見込み) |
|-------|------------|------------|------------|
| 国保加入者 | 9,396人 | 9,254人 | 8,964人 |
| 保険給付額 | 23億2,700万円 | 22億9,600万円 | 24億1,600万円 |
| 国保税収入 | 6億9,100万円 | 6億4,700万円 | 6億2,000万円 |

●表2 国保税の改正内容(介護納付金分を含む)

| 課税区分 | 24年度()内は改正前 | 引き上げ額(率) |
|-----------------|------------------|----------|
| 所得割(課税所得に応じて) | 11.10%(9.12%) | 1.98% |
| 資産割(固定資産税額に応じて) | 38.00%(37.00%) | 1.00% |
| 均等割(加入者1人当たり) | 34,700円(30,700円) | 4,000円 |
| 平等割(1世帯当たり) | 39,500円(36,000円) | 3,500円 |

※「介護納付金分」は、40歳以上65歳未満の加入者のみに課税

**一般会計から2億財政支援し
24年度から税率を引き上げ**

市は、財源不足を解決し健全に国保会計を運営するために、24年度から国保税の引き上げを行います。不足する財源は、約3億円でありますが、全てを国保税で賄うと大幅な引き上げが必要になります。そこで、加入者の負担を少しでも減らすために、一般会計から2億円の財政支援を行いながら、

国保税率を加入者1人当たり年間平均17・9%、約1万2172円引き上げます(詳しい改正内容は表2のとおり)。1世帯当たりの課税所得に応じて課税される所得割額は1・98%(介護納付金分0・48%含む)、固定資産税額に応じて課税される資産割額は1・0%、加入者1人当たりの均等割額は4000円(介護納付金分1000円含む)、1世帯当たりの平等割額は3500円(介護納付金分1000円含む)増えます。

今回の改正により、前年の所得が同じでも本年度の国保税は増えることとなります(実際に増える額は、世帯構成や所得状況で異なります)。

国保は、加入者の皆さんの助け合いで成り立っています。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。なお、本年度の国保税の納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

**一人一人の健康管理が
医療費を減らし国保を守る**

国保を健全に運営していくためには、増加傾向にある医療費を減らしていく必要があります。

国保加入者の主要疾病の状況を見ると50歳代から高血圧や糖尿病が急激に増加しています。若いうちから一人一人が規則正しい生活や適度な運動など、生活習慣を見直すことで、医療費を抑えることができます。

また、病気の早期発見、早期治療をすることで、将来の医療費の削減につながるのが、市が毎年実施している各種健診(検診)の受診です。特に、40歳から74歳までの国保加入者には、生活習慣病を予防するために、特定健診を実施しています。23年度の受診率は目標値よりも低い約30%となっています。毎日を元気に生き生きと暮らすために、年に1度は必ず健診を受けましょう。